（福岡県小竹町議会議員）　清水　渥美
旭日双光章を授ける
森　義隆
旭日単光章を授ける（以上六月二十三日）
生見　詮治
旭日単光章を授ける（六月二十四日）
土川　幸三
瑞宝小綬章を授ける
奥田　俊一
石井　壽人
叶内　久夫
出町　昭治
橋詰　久幸
東　博見
福田　當人
瑞宝双光章を授ける（各通）
安田徳次郎
山下　廣昭
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月二十一日）
清水　精二
瑞宝小綬章を授ける
小三　芳登
高田　利明
安東　琢之
高橋　正行
（岡山県警視）
三村　秀則
中川　勝來
吉澤　貞夫
半田　利男
村久保裕明
渡邊　信吾
瑞宝双光章を授ける（各通）
浦川　稔
北山　眞平
飯田　芳和
本郷　孝徳
斎藤　孝雄
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月二十二日）
峰岸　明
（横浜国立大学名誉教授）
瑞宝中綬章を授ける
國嵜　昭
國見　重祐
及川　四郎
杉浦　寛
児玉　光雄
中村　良三
田邊友三郎
長司　博實
福田　顕造
宮崎　秀子
村田　徹
谷地　吉男
結城　賢二
瑞宝双光章を授ける（各通）
中村　光雄
松田　和夫
津留崎公仁央
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月二十三日）
今井　學
安保　敬爾
石井　宏
大崎　正夫
岸本　俊夫
桑江　義直
杉山磯三郎
政木　周平
（宮崎県公立学校長）
松本　保紀
水垣　三郎
村田　耕司
瑞宝双光章を授ける（各通）
小林　栄次
増本　孝子
清山　勲
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月二十四日）
瀬尾　幸久
園田　正博
瑞宝双光章を授ける（各通）（六月二十五日）
佐藤　忠男
瑞宝双光章を授ける
山口　皖士
瑞宝単光章を授ける（以上六月二十六日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、アルバニア国大統領ブヤール・ニシャニ閣下の大統領就任につき、七月二十四日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

平成二十四年七月二十六日
外務大臣　玄葉光一郎

次に掲げる者については、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第三号に基づき、その所持する一般旅券を、平成二十四年八月二十九日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六十日以内に、外務大臣に対し異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起することができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内であっても、処分の日から一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

一、氏　　名　塩谷俊成（法定代理人鄭艶秋）
　生年月日　平成十八年十月六日
　旅券申請上の住所　東京都稲城市大丸六九七番地の一
二、返納すべき旅券
　旅券番号　ＭＳ七一六二一八五
　発行年月日　二〇一〇年十月八日
　旅券名義人　塩谷俊成
三、返納すべき理由
　当該旅券は、法定代理人（親権者）に旅券発給申請の意思がなかにもかかわらず、かかる意思があるとの錯誤に基づき発給したものであることから、本件は、一般旅券の返納を命ずることができる場合となる旅券法第十九条第一項第三号に該当する。

公　告

諸　事　項

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第2項の規定により公告する。受還付人は、同条第3項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

横浜地方検察庁相模原支部検察官
平成24年検第350号窃盗被疑事件（平成24年領第135号）　1．現金211,000円

新潟地方検察庁長岡支部検察官
平成23年検第11222号詐欺被告事件（平成23年領第53号）　1．携帯電話1台「受還付人オウロン」。2．携帯電話1台「受還付人施城」

大津地方検察庁検察官
平成23年検第2096～2098号窃盗被疑事件（平成24年領第228号）　1．キーケース1個。2．カード入れ2個。3．長財布1個。4．キーシリンダー5個。5．鍵47本。6．腕時計5個。7．鍵束54束。8．紙箱1箱。9．ウエストポーチ1個。10．黒色ウエストポーチ1個。11．ナイフ1本

名古屋地方検察庁検察官
平成22年検第105321～105323号住居侵入、窃盗被告事件（平成24年領第1619号）　1．バッグ3個。2．ネックレス9本。3．腕時計5個。4．イヤリング4対と1個。5．指輪10個。6．ネクタイピン4本。7．ネクタイピン留め3個。8．ペンダントトップ2個。9．ペンダント2本。10．カフスボタン2個。11．札入れ1個。12．財布1個。13．御守1個。14．バール1本。15．ガスバーナー1本。16．スプレー1本。17．ドライバー2本。18．目打ち1本

松江地方検察庁検察官
平成23年検第11044号盗品等有償譲受け被告事件（平成23年領第269号）　1．総合口座通帳1通「受還付人田中康利」。2．総合口座通帳1通「受還付人内山信一」。3．総合口座通帳1通「受還付人斉藤高行」

福岡地方検察庁検察官
平成24年検第2398号排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律違反被疑事件（平成24年領第833号）　1．マアナゴ及びヌタウナギ256kgの換価代金133,665円。2．あなご筒1256個。3．幹縄2本。4．石錘1個

福岡区検察庁検察官
平成24年検第2600号遺失物横領被告事件（平成24年領第912号）　1．現金395,382円。2．財布1個。3．ポーチ1個。4．メディアプレーヤー1台。5．自転車の鍵1本。6．水道栓の鍵1本。7．図書カード3枚。8．手袋1双

那覇地方検察庁検察官
平成24年検第11146号排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律違反被疑事件（平成24年領第372号）　1．ラジオブイ1基。2．浮球26個。3．幹縄1本。4．枝縄87本。5．浮縄26本

割賦販売法施行令第12条第１項の規定に基づく配当表の公示

株式会社壽屋友の会の営業保証金及び前受業務保証金の還付について、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第12条第1項の規定に基づき配当表を作成し、許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第1号）第14条第3項の規定により福岡合同庁舎の掲示板に掲示したので、その要旨を次のとおり公示します。

平成24年7月26日
九州経済産業局長　広実　郁郎

1．営業保証金及び前受業務保証金の総額　84,737,000円
2．申出債権額の総額　2,251,000円
3．調査後の債権額の総額　2,294,000円
4．配当の割合　100.0%
（備考）　掲示場　福岡市博多区博多駅東二丁目11番1号福岡合同庁舎掲示板